

<p>議題第1号</p>	<p>関西学院周辺景観地区に係る都市計画の変更について【報告】</p>
<p>主な質問 意見等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当該景観地区の成り立ちについて、関西学院（以下、「関学」）は自法人の意向により校舎等を建築・維持してきたはずで、そこに行政が規制をかけるというのはどういう考え方に基づくものなのか。例えば将来、関学の経営陣やその考え方が変わった場合に建物の独自性が失われることを未然に防ぐことが目的なのか。 （他委員補足） 私人等の建物でも、市民の意識や地域文化の中に受け込み、一種の公共財に近くなっていくという事象において、規制をかけることは他でもある。 （当局回答） ⇒お見込みの通りの考え方もある。実際に過去、校舎建て替えのため、正門・広場を含めた空間の維持が難しいかもしれない、という相談もあり、景観保全のため、周辺地域を含め景観地区指定を行ったという面がある。 ・現在の審査等取扱基準が今まで法的根拠・裏付けがなかったため都市計画の計画書の方へ改めて位置づけを行うとのことだが、一般地区等、他の地区の取扱基準との整合は取れているのか。 （当局回答） ⇒一般地区等については、今回の都市計画の計画書に当たるものが、景観法に基づく景観計画になる。そちらで「詳細な取り扱いについては、市長が別途定める」とされているため、整合は取れていると考えている。

<p>議題第2号</p>	<p>「西宮市都市景観条例」「景観法及び西宮市都市景観条例の施行に関する規則」の改正について【報告】</p>
<p>主な質問 意見等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・資料別紙1の7ページ（第35条）の改正案の追記部分については、審議会の意見を聴かずに市長の判断だけで協議を省略するという趣旨か。他の審議会の関与があるものとのバランスには問題ないのか。 （当局回答） ⇒基本的に適用除外にかかる案件は審議会の関与を前提としているが、純粹に手続きのみ省略する場合は市のみの判断とするケースもある。この方針を前提とし、改正案全体をふまえて再検討する。 ・資料別紙1の10ページ（第63・64条）の改正案にある「敷地の状態」とはどのような内容を指しているのか。 （当局回答） ⇒景観の制限自体が建築物に限ったものだけではなく、屋外広告物や植栽等の制限もあるため、これらを含めての敷地の状態ということを指している。